

●香川県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和元年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 令和元年6月28日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字石井乙36番1の一部、同所字玉田乙211番1の一部、乙211番2の一部、乙211番4の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 74.09メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。